

最高裁秘書第3537号

令和3年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

7月13日付け（同月15日受付、第030366号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

7月12日付け最高裁判所事務総局経理局長「納入告知書の誤発送について」  
(片面で1枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年7月12日

被貸与者様

歳入徵収官

最高裁判所事務総局經理局長 氏本厚司

### 納入告知書の誤発送について

先日、修習資金貸与金年賦金の納入告知書を発送したところ、事務手続上の誤りによって、このお知らせ文書をお送りさせていただいた方については、届出をいただいている現在の住所等ではなく、従前届出のあった変更前の住所等に発送したことが判明しました。お届けいただいた住所等にお送りしておらず、その結果として、納入告知書に記載された情報が第三者に伝わるリスクを発生させてしまい、多大なご迷惑をおかけすることになりました。このことにつきまして、まずはお詫び申し上げたいと存じます。誠に申し訳ございません。

誤発送しました納入告知書については、現時点で、「あて所に尋ねあたらず」等の理由で最高裁判所に返送される場合のほか、誤送付先にお住まいの方が受領してしまう場合が想定されますところ、個人情報の漏洩防止の観点から、その回収に向けて鋭意努力しております。いずれにしましても、誤発送した納入告知書の件については、確認のうえ改めてご連絡させていただきます。

また、先に発送しました納入告知書に代わるものとして、あらためて納付書をお送りさせていただきますので、納付期限が迫る中で大変申し訳ございませんが、本納付書により年賦金の支払をお願いいたします。仮に、先に発送しました納入告知書が転送等によりお手元に届いている場合には、そちらをご利用いただき年賦金の支払をすることも可能ですが、大変恐縮でありますところ、くれぐれも二重の支払にならないようご注意ください。なお、本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

改めまして、この度は、このような事態となったことを深くお詫び申し上げます。

### 記

担当者

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局經理局主計課出納第二係 橋本、比企、永安

TEL: 03-3264-8111 (代表)

03-3264-8504

03-3264-8621

メール: s y u s y u - t a i y o @ n i f t y . c o m